

## 迎春

# 頑張ろう! 東北の復興 非正規・未組織の労働者のみなさん CU東京へ結集しよう!

## 連帯をつくりだそう

3・11東日本大震災・福島原発事故から10ヵ月になろうとしています。被災地の方々をはじめ、多くの国民が早期の復興を願っています。同時に、全国からの救援活動の取り組みは、「連帯・絆」を深く印象づけました。

CU東京の昨年一年間を振り返りますと、微力ながらも、未組織労働者からの相談事案解決に奮闘しました。解雇、賃金未払いなどの是正、過酷な労働条件に働く労働者の不安解決など、各支部の努力が多くのところでも実を結んできました。組織人員も支部結成も前進し、

昨年未、CU東京は330人を超すことができました。

今年も地域からの労働組合運動の推進、非正規・未組織労働者の連帯を創り出すために、今年も大いに活動していきます。これからも宜しくご協力をお願い申し上げます。

2012年 元旦

コミュニティユニオン東京  
執行委員長 市瀬正樹



# 辰

検討してきた厚生労働省の労働政策審議会は12月26日、労働条件分科会（岩村正彦会長・東大大学院教授）による報告をうけて建議を小宮山洋子厚生労働相に提出しました。

有期契約の乱用を規制するとして、期間の定めのない無期契約に転換させる新たな制度の創設を盛り込みました。政府は来年の通常国会で労働契約法を改正する予定です。

## 使い捨てが規制されない

議論の焦点になっていたのは、有期契約が可能な期間の設定。労働側が3年、経営側が7年を主張していましたが、5年という長期の設定になりました。これまで通り反復・更新して使い捨てできる企業にとって都合のいい年数です。

有期労働契約については、2008年のリーマン・ショックによる「非正規切り」で雇用の不安定さなどが社会問題になったことから検討を開始。学識者による研究会報告を経て、2010年から労政審で議論されてきました。

建議は、労働組合や法曹界などが「有期労働契約は臨時的・一時的な業務に限定する」と強く求めた、いわゆる「入り口規制」は受け入れませんでした。



また、労働者側が反対していた「クーリング期間」を6ヵ月（通算契約が1年未満の場合はその2分の1）に設定。無期契約に転換する対象になる前に6ヵ月の空白をつくれれば、再び有期契約ができるようにするもので、不安定雇用の継続だと批判されていました。（しんぶん赤旗記事より）

## 有期労働契約 あり方について審議 労働政策審議会での問題

期間社員や契約社員など有期労働契約の規制を

# 労働相談の事例

12月の執行委員会、前月に続いて、支部が取り組んだ労働相談の事例について、報告・交流を行ないました。おもな事例を紹介します。(労働者・企業名については伏せてあります)

相談に来られた方々は、「組合の力はすごい」などの感謝を述べていたとのこと。

ビル清掃会社に勤めるTさんは、社長から「上司の指示に従わない」「テナントから苦情が来た」などを理由に解雇予告された。相談をうけ組合が会社へ連絡、「就業規則上、解雇に値するのか」「社会通念、解雇に相当する問題か」と問いました。後日、社長から、弁護士と相談した結果、解雇を撤回すると回答。現場でのTさんへのいじめについても現場を変更させ、未払い残業代の支払い、年休行使の確認など交渉の席で確認し、11月、全面解決となりました。



Aさんは、F東京販売の社長から即日解雇を言い渡された。理由は「社内の空気が悪い、会社のカラーに合わない」。組合は労働契約法第16条に照らし、解雇権の濫用だとして解雇撤回を迫った。社長は手続き上の不備は認めたが、撤回については拒否。組合はチラシ配布しながら抗議行動を行なうことになりました。

賃金未払い問題。社員6人への賃金遅延・未払いが続き、社長へ再三支払いを請求

しました。5月、組合を結成し団体交渉を継続して取り組む。ストライキも決行。9月、会社事業停止・倒産・全員解雇。11月、労基署が倒産認定、賃金立て替え払い制度の手続き。12月、未払い賃金の8割が支給予定。3人がF社で日払い勤務。



建設関連の事業所に勤めるMさんは、定年を1年後に控えていたが、希望退職者のリストに挙げられた。Mさんは「応じない」と言明。会社はMさんの過去の行動のアラ捜しや懲戒解雇を匂わせ、脅しにかかった。組合に加入、支部とともに団体交渉を行なった。結果、希望退職の条件で和解となりました。

IさんとMさんは渋谷のラーメン店で働いていた。残業130時間、レジのミスがあった場合は全額弁償。休日に続けて休みをとると、「連休」の名目で19000円を天引き。労働保険、社会保険未加入。別に解雇されていたAさんを組合に入れ、労基署、ハローワークへも話し合い、会社への指導を要請した。

労働保険は加入。Aさんだけ雇用保険を加入手続きしたが、他の従業員については加入せず。人権無視、勝手な賃金切り下げに抗議し、2人で労働組合を公然化したところ、2人を解雇。法廷闘争となる。

新年も、雇用情勢の厳しさは変わらない見通しとなっています。未組織労働者の雇用・権利を守る、労働組合のたたかいは重要です。CU東京も、この立場で地域ユニオン活動をすすめていきましょう。